

4. マイナンバーカードの取得、マイナ保険証の利用登録の周知に関するお願い

令和7年12月2日以降、医療機関等の受診時の資格確認は、原則マイナ保険証を利用する運用となりました。資格確認書については、交付を希望された方およびマイナ保険証を利用できない方（ご本人の申請に関わらず、国から提供される情報に基づき職権交付を実施）に交付しています。

マイナ保険証の利用登録率が増加することで、以下の事務コスト、事務負担等の軽減につながります。

- ①加入者が資格取得した場合に資格確認書を配付するコスト
- ②加入者が資格喪失・氏名変更・資格確認書をき損した場合に、資格確認書を回収して健保組合へ返却するコスト
- ③5年ごとの有効期限切れに伴う再配付にかかるコスト

マイナンバーカードの取得、マイナ保険証の利用登録の周知につきましてご協力をお願いいたします。

※マイナンバーカードの取得、マイナ保険証の利用登録は任意です。

■「マイナ保険証」「資格情報のお知らせ」「資格確認書」に関するQ&Aは、こちらをご参照ください。